

2025年2月3日

関係各位

大和アセットマネジメント株式会社

GIFT シティを利用した日本初の国内籍公募ファンド
「ダイワ・アンビット・インド小型株ファンド」を設定

大和アセットマネジメント株式会社（代表取締役社長：小松幹太、以下「当社」）は、このたび2025年1月24日から2025年1月30日までの募集期間に多くの申込をいただきまして、2025年1月31日に「ダイワ・アンビット・インド小型株ファンド」（以下「当ファンド」）を新規設定いたしましたのでお知らせいたします。

当ファンドは「GIFT シティ（Gujarat International Finance Tec-City）」を利用して設立された日本初の国内籍公募ファンドとなります。「GIFT シティ（Gujarat International Finance Tec-City）」とは、インド初の国際金融経済特区であり、(1)オフショア銀行、(2)資本取引市場、(3)オフショア資産管理、(4)オフショア保険、(5)IT サービス、(6)IT 技術が創出するサービス（ITeS）、(7)関連ビジネスサービス（法務、会計、人材雇用、コンサルティングなど）をターゲットセグメントとして、国際的なビジネス主体の集積と機能の統合を目指すインドの国家プロジェクトです。

当ファンドは、インドに特化した金融グループであるアンビット・インベストメント・アドバイザーズ・プライベート・リミテッドが運用する、ギフトシティ（インド）籍の外国投資信託「アンビット・インド・アセンション・ファンド（クラスA）」の受益証券（円建て）への投資を通じて、高成長を続けるインド株式の中でも、高水準の成長が期待されるインドの小型株式に投資を行ないます。どうぞ今後の運用にご期待ください。

| 回次 コード | ファンド名 | 設定日 |
|-----------|----------------------|------------|
| 5141 | ダイワ・アンビット・インド小型株ファンド | 2025年1月31日 |

以上

ダイワ・アンビット・インド小型株ファンド

追加型投信／海外／株式

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

インドの小型株式に投資を行ない、信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色



1 インドの小型株式に投資します。

(注)「株式」…DR(預託証券)を含みます。

- ギフトシティ(インド)籍の外国投資信託「アンビット・インド・アセンション・ファンド(クラスA)」(以下「組入外国投資信託」という場合があります。)の受益証券(円建)への投資を通じて、インドの小型株式に投資します。

※組入外国投資信託の買付け等に支障がある場合、インドの株式を対象としたETF(上場投資信託証券)に投資を行なう場合があります。

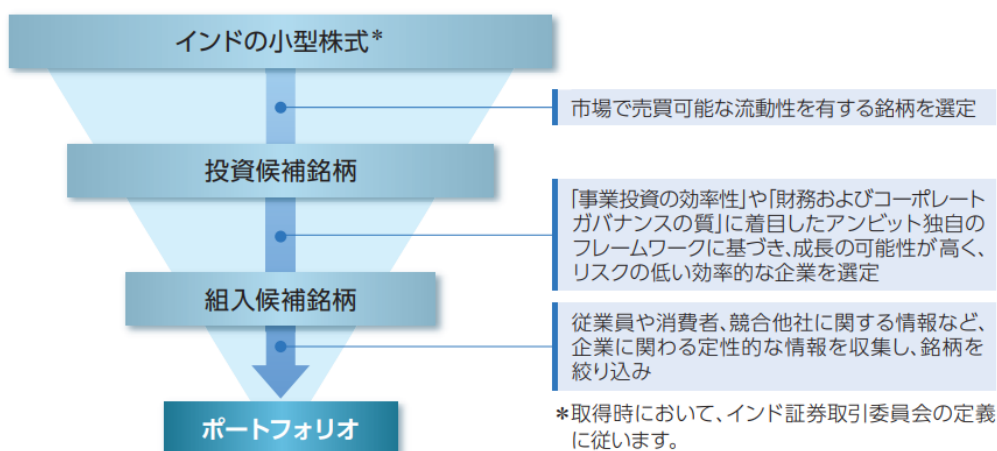
- 組入外国投資信託の受益証券の運用はアンビット・インベストメント・アドバイザーズ・プライベート・リミテッドが行ないます。

アンビット・インベストメント・アドバイザーズ・プライベート・リミテッドについて

アンビット・インベストメント・アドバイザーズ・プライベート・リミテッドは、アンビットグループ傘下の資産運用会社です。

アンビットグループは1997年に設立され、資産運用や投資銀行業務を含む多様なサービスを提供するインドの金融コングロマリットです。

ポートフォリオ構築のイメージ



ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
 - アンビット・インド・アセンション・ファンド(クラスA)への投資を通じて、インドの小型株式に投資します。
- ※アンビット・インド・アセンション・ファンド(クラスA)の買付け等に支障がある場合、インドの株式を対象としたETF(上場投資信託証券)に投資を行なう場合があります。



※投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

- 通常の状態では、アンビット・インド・アセンション・ファンド(クラスA)の投資割合を高位に維持することを基本とします。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- 投資対象とする投資信託証券において、デリバティブ取引(法人税法第61条の5で定めるものをいいます。)は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。



毎年6月16日および12月16日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期間は、2025年6月16日(休業日の場合翌営業日)までとします。

【分配方針】

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への直接投資は、行ないません。
- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

2. 追加的記載事項

【投資対象ファンドの概要】

◆以下は、目論見書作成時点での情報に基づくものであり、変更となる場合があります。

1. ギフトシティ(インド)籍の外国投資信託「アンビット・インド・アセンション・ファンド(クラスA)」の受益証券(円建)

| | |
|-----------|---|
| 形態／表示通貨 | ギフトシティ(インド)籍の外国投資信託／円建 |
| 運用の基本方針 | 中期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。 |
| 主要投資対象 | インドの小型株式を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | ①主として、インドの小型株式に投資を行ない、信託財産の成長をめざします。 ②定量的要因と定性的要因をミックスした、慎重な資産配分と展開戦略に従います。 |
| 管理報酬等 | 純資産総額に対して年率0.60% ただし、この他に、監査費用、弁護士費用、有価証券売買委託手数料等、投資対象ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。 |
| ファンドの関係法人 | 運用会社：アンビット・インベストメント・アドバイザーズ・プライベート・リミテッド |

2. ETF(上場投資信託証券)
iShares MSCI India Small-Cap ETF(米国籍、米ドル建)

| | |
|-----------|--|
| 形態／表示通貨 | 米国籍外国上場投資信託／米ドル建 |
| 運用の基本方針 | MSCIインド・スモール・キャップ・インデックス(以下、対象指数という。)の動きに連動した投資成果をめざします。 |
| 主要投資対象 | インドの小型株式 |
| 投資態度 | 原則として、インドの小型株式に投資することにより、対象指数の動きに連動した投資成果をめざします。 |
| 管理報酬等 | 純資産総額に対して年率0.79% |
| ファンドの関係法人 | 投資アドバイザー：ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ |

3. ダイワ・マネー・マザーファンド




| | |
|--------------|--|
| 運用の基本方針 | 主としてわが国の公社債への投資により、利息収入の確保をめざして運用を行ないます。 |
| 主な投資態度 | ①わが国の公社債を中心に安定運用を行ないます。 ②邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時に第二位(A-2格相当)以上の短期格付であり、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 |
| 運用管理費用(信託報酬) | かかりません。 |
| 委託会社 | 大和アセットマネジメント株式会社 |

3. 投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

| | |
|---|---|
|  <p>株 価 の 変 動 (価格変動リスク・ 信用リスク)</p> | <p>株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p> <p>中小型株式については、株式市場全体の動きと比較して株価が大きく変動するリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響する可能性があります。</p> <p>新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。</p> |
|  <p>為 替 変 動 リ ス ク</p> | <p>外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p> <p>特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。</p> |
|  <p>カ ン ト リ ー ・ リ ス ク</p> | <p>投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。</p> <p>新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。</p> |
| <p>そ の 他</p> | <p>解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。</p> |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点


- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、忠実義務に基づき、投資する投資信託証券について、その価格が入手できない、または入手した価格で評価すべきでないと考えられる場合には、適正と判断する直近の日の価格など当社が時価と認める価格で評価することがあります。
- インドの金融商品取引所で取引されている株式は、インドの税制に従って課税されます。インドにおける、非居住者による株式の売却益（キャピタル・ゲイン）に対する税負担等が、基準価額に影響を与える可能性があります。また、外国人機関投資家の保有比率等に制限のある銘柄を投資対象とする場合には、運用上の制約を受ける場合があります。インドの税制・制度等は、変更となる場合があります。


リスクの管理体制


- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通じ、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。


— Press Release —

4. 手続・手数料等

| お申込みメモ | | |
|---|---------|--|
|  購入時 | 購入単位 | 最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位 |
| | 購入価額 | ① 当初申込期間 1万口当たり1万円 ② 継続申込期間 購入申込受付日の翌々営業日の基準価額(1万口当たり) |
| | 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。 |
|  換金時 | 換金単位 | 最低単位を1口単位として販売会社が定める単位 |
| | 換金価額 | 換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額(1万口当たり) |
| | 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。 |
|  申込について | 申込受付中止日 | ① ナショナル証券取引所(インド)、ボンベイ証券取引所またはムンバイの銀行の休業日 ② ナショナル証券取引所(インド)、ボンベイ証券取引所またはムンバイの銀行の休業日(土曜日、日曜日および委託会社の休業日を除きます。)の前営業日 ③ ①②のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 (注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 |
| | 申込締切時間 | ① 当初申込期間 当初申込期間最終日の販売会社所定の時間まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの) ② 継続申込期間 原則として、午後3時30分まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの) なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。 |
| | 購入の申込期間 | ① 当初申込期間 2025年1月24日から2025年1月30日まで ② 継続申込期間 2025年1月31日から2026年3月9日まで(終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。) |
| | 当初募集額 | 400億円を上限とします。 |
| | 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。 |

| | | |
|---|----------------------------|--|
|  申込について | 購入・換金申込 受付の中止 および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。 |
|---|----------------------------|--|

| | | |
|--|---------|---|
|  その他 | 信託期間 | 2046年6月15日まで(2025年1月31日当初設定) |
| | 繰上償還 | <ul style="list-style-type: none"> ●委託会社は、主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき |
| | 決算日 | 毎年6月16日および12月16日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は、2025年6月16日(休業日の場合翌営業日)までとします。 |
| | 収益分配 | 年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。 |
| | 信託金の限度額 | 400億円 |
| | 公 告 | 電子公告の方法により行ない、ホームページ〔 https://www.daiwa-am.co.jp/ 〕に掲載します。 |
| | 運用報告書 | 毎計算期末および償還時に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。 |

| | | |
|--|---------|---|
|  その他 | 課 税 関 係 | <p>課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。</p> <p>当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。</p> <p>※2024年10月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。</p> |
|--|---------|---|

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | 料率等 | 費用の内容 |
|---------|--|---|
| 購入時手数料 | 販売会社が別に定める率 (上限) 3.3% (税抜3.0%) | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | 0.3% | 換金に伴い必要となる費用等を賄うため、換金代金から控除され、信託財産に繰入れられる額。換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に対して左記の率を乗じて得た額とします。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | 料率等 | 費用の内容 |
|----------------------------------|--|---|
| 運用管理費用 (信託報酬) | 年率1.2375% (税抜1.125%) | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |
| 配分 (税抜) (注1) | 委託会社 | 年率0.35% |
| | 販売会社 | 年率0.75% |
| | 受託会社 | 年率0.025% |
| 投資対象とする 投資信託証券 (目論見書作成時点) | 年率0.60% | 投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。 ※上記はアンビット・インド・アセンション・ファンド(クラスA)の費用です。同ファンドの買付け等に支障がある場合、インドの株式を対象としたETFに投資を行なう場合があり、当該ETFの費用は年率0.79%です。 |
| 実質的に負担する 運用管理費用 (目論見書作成時点) | 年率1.8375% (税込)程度 ※上記はアンビット・インド・アセンション・ファンド(クラスA)のみに投資した場合の費用です。同ファンドの買付け等に支障がある場合、インドの株式を対象としたETFに投資を行なう場合があり、この場合、 年率1.8375% ~ 2.0275% (税込)程度 となります。 | |
| その他の費用・ 手数料 | (注2) | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|---------------|---------------|--|
| 分配時 | 所得税および 地方税 | 配当所得として課税 ^(注) 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および 地方税 | 譲渡所得として課税 ^(注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度[愛称:NISA(ニーサ)]をご利用の場合

少額投資非課税制度[NISA(ニーサ)]は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2024年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

設定・運用:

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会

一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会